

国有林野の管理経営に関する基本計画の案に対する意見とその処理結果の概要

1 概要

- (1) 意見募集期間 平成30年10月26日（金）～平成30年11月26日（月）
 (2) 告知方法 報道発表、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び農林水産省ウェブサイトへの掲載により実施
 (3) 意見提出方法 インターネット、郵送、ファクシミリのいずれか

2 提出いただいた意見の件数

- (1) 提出者数 12件（個人（不明を含む）10件、団体・法人2件）
 (2) 意見項目数 28項目

3 処理状況

処理結果の区分	項目数	提出された意見の例（概要）
1 要旨を取り入れているもの	14	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公益重視の管理経営を旨とする国有林野において、伐採後の再造林は不可欠であり、確実な更新に向けて、より具体的な更新手段を明らかにすべきである。なお、更新に当たっては、将来の目標林型別にその方法を明らかにすべきである。 ○ 来年4月からの森林環境税の導入もあり、今後、地域の森林管理に対する市町村の役割が大きくなっていくが、地域全体の森林の取扱いや生産される木材利用を考える上で、民有林と国有林の関係者が一体となって技術面から市町村を支援することが必要と考えている。各森林管理署は市町村の相談相手となるよう密接な関係を構築することを期待する。
2 要旨を一部取り入れているもの	2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地元自治体が積極的に活用している自然休養林などの「レクリエーションの森」を「日本美しい森 お薦め国有林」に追加選定するとともに、これらの箇所の情報発信や環境整備を進めていただきたい。
3 修正するもの	3	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「北海道胆振東部地震」は、気象庁の定めた名称「平成30年北海道胆振東部地震」と記載すべきである。 ○ 「放射性物質汚染対処特措法」は、現行どおり正式名称で記載すべきである。
4 その他、今後の検討課題等	9	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国有林の豊富な資源を活用し、川下での更なる国産材の利用を進めるためにも、林業事業体の安定的な経営、事業量の確保のための長期複数年に渡る請負生産の発注及び立木販売を実施していただきたい。

国有林野の管理経営に関する基本計画の案に対する 意見の要旨及び当該意見の処理の結果

処理の結果の凡例及び項目数（28項目）

1	： 要旨を取り入れているもの	（14項目）
2	： 要旨を一部取り入れているもの	（2項目）
3	： 修正するもの	（3項目）
4	： その他、今後の検討課題等	（9項目）

該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
はじめに	「平成27年」と「2020年」は、年号か西暦のどちらかで統一すべきである。	4	本計画においては、森林・林業基本計画と整合させる観点から、原則和暦を使用するとともに、国際協定等西暦での標記が一般的なものについては西暦を使用することとしています。
	「国民の森(も)林(り)」と、「国民の森林(もり)」とは、記載を合わせるべきである。	3	表現を森林(もり)に合わせることにします。今回お示しした案では、用語の後ろに括弧を用いてふりがなを記載しておりましたが、今後はルビを振ることとします。
1 国有林野の管理経営に関する基本方針	水源地である森林を守るべきである。	1	国有林野は、奥地脊梁山地や水源地域に広く所在しております。国有林野の管理経営に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、個々の国有林野を重視すべき機能類型区分ごとの管理経営の考え方に即して、公益林として適切に施業を推進しております。
	森林管理は国土保全となることから、公的に行われるべきである。	1	国有林野は、奥地脊梁山地等に広く所在しており、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、国の責任の下で、適切な管理経営を推進することとしております。

該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
<p>1 国有林野の管理経営に関する基本方針 (1) 公益重視の管理経営の一層の推進 ア 重視すべき機能に応じた管理経営の推進</p>	<p>公益重視の管理経営を旨とする国有林野において、伐採後の再造林は不可欠であり、確実な更新に向けて、より具体的な更新手段を明らかにすべきである。 なお、更新に当たっては、将来の目標林型別にその方法を明らかにすべきである。</p>	1	<p>本計画では、「森林資源の成熟に伴い主伐が増加していく中で、その実施に際しては、(中略)公益的機能の持続的な発揮と森林資源の循環利用の観点から確実な更新を図る」こととしております。 なお、具体的な更新手段や目標林型別の更新方法等については、地域ごとに定められる森林計画において明らかにしております。</p>
	<p>伐って植えて育てる林業を先導的に進めていただきたい。</p>	1	<p>本計画では、「森林資源の成熟に伴い主伐が増加していく中で、その実施に際しては、自然条件や社会的条件を考慮して実施箇所を選定するとともに、造林コストや花粉の少ない森林への転換、鳥獣被害等に配慮しつつ、公益的機能の持続的な発揮と森林資源の循環利用の観点から確実な更新を図る」こととしております。</p>
	<p>「北海道胆振東部地震」は、気象庁の定めた名称「平成30年北海道胆振東部地震」と記載すべきである。</p>	3	<p>「平成30年北海道胆振東部地震」と修正します。</p>
	<p>山地災害の危険性を少しでも軽減できるよう、流木対策を含めた事前の治山対策を国有林でも的確に推進していただきたい。</p>	1	<p>本計画では、「近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっているおり、とりわけ山腹崩壊等に伴う流木被害が顕在化していることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、(中略)今後とも民有林治山事業や他の国土保全施策との連携の下に治山事業を計画的に推進する」こととしており、流木対策を含めた治山事業の実施に取り組んでまいります。</p>

該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
<p>1 国有林野の管理経営に関する基本方針 (1) 公益重視の管理経営の一層の推進 ア 重視すべき機能に応じた管理経営の推進</p>	<p>林業の成長産業化を実現するため、効率的な林業経営のために必須である基盤整備と言うべき林道等の路網整備を進めてほしい。</p>	<p>1</p>	<p>林道等の路網については、林産物の搬出、森林の育成のみでなく、森林の適切な保全管理等を効果的に行うために不可欠であり、本計画では、「林道(林業専用道を含む)及び森林作業道についてそれぞれの道の役割や自然条件、作業システム等に応じて適切に組み合わせた整備を推進」することとしております。</p>
<p>1 国有林野の管理経営に関する基本方針 (2) 森林の流域管理システムの下での林業の成長産業化に向けた貢献 イ 林業の成長産業化等に向けた技術開発・実証と普及</p>	<p>造林、育林作業の省力化、低コスト化など、林業全般の技術革新が喫緊の課題となっている。国有林はそのフィールドと組織を生かしながら各地域でその先導的な役割を果たしていただきたい。 あわせて、その際、大学、森林総合研究所等の研究機関、都道府県、市町村等の行政機関、現場作業を担う林業事業者等の地域関係者が結集して効率的に課題解決に取り組む必要があるため、各森林管理局がそれぞれの地域の中心的な役割を果たすことを期待する。</p>	<p>1</p>	<p>本計画では、「多様な森林とまとまりのあるフィールドを有し、公益重視の管理経営や林産物の安定供給を行ってきたという国有林野事業の特性を活かし、民有林における公的管理や林業経営への普及を念頭に置き、公益的機能の高度発揮や林業の低コスト化等に資する技術開発を、産学官連携の下に、より一層推進する」こととしており、産学官の関係者と連携し、民有林への成果の普及・定着を念頭に林業の成長産業化等、地域の課題解決に資する技術開発に取り組んでまいります。</p>
<p>1 国有林野の管理経営に関する基本方針 (2) 森林の流域管理システムの下での林業の成長産業化に向けた貢献 イ 林業事業者の育成</p>	<p>技術力を有する林業事業者を育成していただきたい。</p>	<p>1</p>	<p>本計画では、「国有林の多様な立地を活かし、事業の実施やニーズを踏まえた現地検討会の開催、先駆的な技術の実証等通じた林業経営者の育成に取り組む」こととしており、このようなことを通じて、技術力を有する林業事業者を育成に取り組んでまいります。</p>

該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
<p>1 国有林野の管理経営に関する基本方針 (2) 森林の流域管理システムの下での林業の成長産業化に向けた貢献 ウ 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進</p>	<p>「民有林材との協調出荷等」とは具体的にどのような出荷方法を想定しているのか。</p>	<p>4</p>	<p>国有林野内の土場等を共用するなどし、国有林のシステム販売の協定先などに対し、民有林材・国有林材を協調出荷する体制を整えることにより、材のロットを大きくして販路拡大を行うことを想定しております。</p>
<p>1 国有林野の管理経営に関する基本方針 (2) 森林の流域管理システムの下での林業の成長産業化に向けた貢献 エ 森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士(フォレストナー)等による技術支援</p>	<p>来年4月からの森林環境税の導入もあり、今後、地域の森林管理に対する市町村の役割が大きくなっていくが、地域全体の森林の取扱いや生産される木材利用を考える上で、民有林と国有林の関係者が一体となって技術面から市町村を支援することが必要と考えている。各森林管理署は市町村の相談相手となるよう密接な関係を構築することを期待する。</p>	<p>1</p>	<p>森林環境税(仮称)の導入により、今後、地域の森林管理に対する市町村の役割が大きくなることを踏まえ、本計画では、「森林経営管理制度の構築を踏まえ、公的管理を行う森林の取扱い手法の普及など、引き続き、都道府県と連携して市町村の森林・林業行政等に対する技術支援に積極的に取り組む」こととしております。</p>

該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
<p>1 国有林野の管理経営に関する基本方針 (3) 国民の森林としての管理経営 ア 国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報受発信</p>	<p>森の良き理解者、応援者を育てるため、国民が森林に関心を持ったり、より身近に感じてもらうため、7つの森林管理局をまわるツアーや、ふれあいセンターなどに国有林の窓口とした役割を持った職員の配置、「国有林業務研究発表会」の聴講促進、職員が事業の解説者になる取組、災害復旧の様子をホームページで伝える取組などを行うべきではないか。</p>	<p>2</p>	<p>本計画では、「開かれた「国民の森林」として管理経営の透明性の確保を図るため、管理経営状況の公表等の国有林野事業の実施に係る情報の開示、地域で開かれる自然教育活動への協力等を通じ、森林インストラクター等の活用も図りながら国民に対し森林・林業に関する情報提供や普及・啓発に努める(中略)さらに、一般から公募する「国有林モニター」制度の活用等により国有林野事業の活動全般について国民の意見を聴くなど、国民と国有林との情報・意見の交換を多様な方法を用いて図り、これらを通じて国民の要請の的確な把握や、これを反映した管理経営の推進等、対話型の取組を進め、国有林野事業に対する幅広い理解と支援を得るよう努める」こととしており、具体的な取組の推進に当たっては、今回いただいた御意見を参考に、国民が森林に関心を持ち、より身近に感じていただけるよう取り組んでまいります。</p>
<p>1 国有林野の管理経営に関する基本方針 (3) 国民の森林としての管理経営 イ 森林環境教育の推進</p>	<p>森林環境教育を実施するのにフィールドを多く持つ国有林において、地域の森林インストラクターを活用するなどし、積極的に森林環境教育の機会を提供していただきたい。</p>	<p>1</p>	<p>本計画では、「学校、自治体、NPO、森林インストラクター、民有林関係者等多様な主体と連携しつつ、都市や農山漁村などの立地や地域の要請に応じた森林環境教育の推進を図る」こととしており、森林インストラクターと連携する森林環境教育の実施に取り組んでまいります。</p>
<p>3 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項 (1) 林産物等の供給</p>	<p>国有林材の供給は、民有林材の供給と協調し、地域の安定供給体制の構築に資するよう行うべきではないか。</p>	<p>1</p>	<p>国有林材の供給は、民有林材を含め国産材全体の需要拡大や安定供給体制の構築に資するよう行う必要があり、本計画では、「これまで「システム販売」により需要者への安定供給等に取り組んできた実績や経験を活かし、民有林材を需要先へ直送する取組の普及・拡大や地域の需給状況を踏まえたより広域での原木供給など国産材の流通合理化を図る取組の支援に努める」こととしております。</p>

該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
3 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項 (1) 林産物等の供給	「国有林管理への貢献等に取り組む需要者」とは誰を想定し、その貢献の内容をどのように確認するのか。	4	国有林材の供給においては、システム販売などにおいて、価格以外の項目を総合的に評価しております。その際、森林経営計画の作成等国有林管理へ貢献している者を加算評価していることから、今回記述を追加したものです。 また、その確認については、申請の際に、森林経営計画等の実績を提出していただくことにより行っています。
3 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項 (2) 国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献	国有林の豊富な資源を活用し、川下での更なる国産材の利用を進めるためにも、林業事業体の安定的な経営、事業量の確保のための長期複数年に渡る請負生産の発注及び立木販売を実施していただきたい。	4	現在、国有林野の一定の区域で、公益的機能を確保しつつ、意欲と能力のある林業経営者が、長期・安定的に立木の伐採を行うことができる仕組みの検討を進めており、このための法案を次期通常国会に提出することとしております。
4 国有林野の活用に関する基本的な事項 (2) 公衆の保健のための活用の推進	看板等の設置にあたっては、景観に考慮すべきである。	1	国有林野事業では、レクリエーションの森等利用者の多い森林において、看板等を設置しており、その際には、自然環境の保全に十分配慮して過度の整備を回避するとともに、利用者のニーズに応じて箇所を決定しております。
	地元自治体が積極的に活用している自然休養林などの「レクリエーションの森」を「日本美しい森 お薦め国有林」に追加選定するとともに、これらの箇所の情報発信や環境整備を進めていただきたい。	2	本計画では、「レクリエーションの森のうち、魅力的な自然景観を有する等、観光資源としての活用の推進が期待される箇所については、「日本美しい森 お薦め国有林」として、外国人旅行者を含む観光客に向けた情報発信や重点的な環境整備を実施することとしており、森林資源を活かした観光の推進に取り組んでまいります。 なお、「日本美しい森 お薦め国有林」の追加選定については、まずは現在の93箇所の磨き上げを進め、その状況を見ながら検討してまいります。

該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
<p>6 国有林野事業の実施体制 その他その運営に関する事項 (2) その他事業運営に関する事項 ア 計画的かつ効率的な事業実行</p>	<p>低コストでの国産材の長期・安定的な生産、公益的機能発揮のための地拵え、植え付け等の同時発注に努めていただきたい。</p>	<p>1</p>	<p>本計画では、「低コストで効率的な作業システムの普及・定着等を通じた木材生産等の低コスト化を推進するなど、引き続き計画的かつ効率的な事業の実行を図る」こととしており、伐採と地拵え、植付等の造林作業の同時発注についても取り組んでまいります。</p>
<p>7 その他国有林の管理経営 に関し必要な事項 (1) 人材の育成</p>	<p>森林は、すぐ結果が表れるものではなく、長い時間をかけて手入れをしていくものであり、国民共有の財産である国有林を維持していくためには、専門の技術を持つ職員が必要である。</p>	<p>1</p>	<p>国有林野事業は、公益重視の管理経営を一層することに加え、林業の成長産業化への貢献といった使命を必要最小限の要員規模で果たしていかなければならないことから、人材育成は極めて重要であると考えており、本計画では、「森林に関する技術者としての専門的な知識と能力、また、行政官としての幅広い知識や経験、能力を養うため、実地を重視したOJTとともに研修の充実や森林総合監理士(フォレスター)等への系統的な育成、関係省庁等との人事交流等を積極的に行う」こととしております。</p>
<p>7 その他国有林野の管理経営 に関し必要な事項 (3) 東日本大震災からの復旧・復興への貢献</p>	<p>「放射性物質汚染対処特措法」は、現行どおり正式名称で記載すべきである。</p>	<p>3</p>	<p>「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」と修正します。</p>
	<p>山の山菜を楽しめるように森林の除染をしていただきたい。</p>	<p>4</p>	<p>本計画では、「東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する放射性物質による森林等の汚染への対応については、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年法律第110号)等に基づく関係機関と連携した除染の実施や国有林野における放射性物質の分布状況の調査に(中略)取り組む」こととしており、引き続き、地元市町村の意向を踏まえ、森林における除染に取り組んでまいります。</p>

該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項 (3) 東日本大震災からの復旧・復興への貢献	「分布状況」は、「汚染の分布状況」と修正すべきである。	4	「放射性物質の分布状況の調査」については、森林土壌、樹木の枝・葉・樹皮及び木材中の放射性物質濃度や地域の入込み者が多い国有林野における空間線量率の測定等を行うことを示しているため、原案の記載のままとします。
	「放射性物質対策」は、「放射性物質汚染対策」と修正すべきである。	4	「間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策」とは、間伐等の森林整備を行う際に、森林内の放射性物質が森林外に流出することを抑制する取組を一体的に行うことをしていることから、原案の記載のままとします。
その他	森と林を合わせて、「もり」と読ませることに違和感を感じるが、よくまとめられている計画である。	4	国民の森林に対する親しみを持っていただくため、従来から「森林」と記載して「もり」と読むこととしております。 なお、使用する際には、必ずルビを振るなど読み方に誤解を与えないよう努めてまいります。
	2024年から導入される「森林環境税」は「国民の森林である国有林野事業」や国土の7割を占める森林の維持に活用すべきである。	4	森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)については、国有林野事業の財源となることは想定されていませんが、市町村が実施する森林整備等の財源に充てることとされているため、我が国全体の森林整備の推進に資するものと考えております。